

# 関西大学大学院会計研究科

2006 年度 D 日程素養重視方式 入学試験問題

## 小 論 文

### 受験上の注意事項

1. 監督者の指示があるまで、この問題用紙を開くことはできません。
2. 試験場においては、すべて監督者の指示に従ってください。
3. 問題は 20 ページまであります。
4. 試験時間は 90 分です。試験開始から終了までの間、試験教室からの途中退出はできません。
5. 机上には受験票、筆記用具、時計（計時機能のみのもの）以外のものは置かないでください。
6. 時計のアラームは解除し、また、携帯電話、PHS等は必ず電源を切ってかばんにしまってください。
7. 不正行為を行った者は試験を無効とします。

# 小論文

---

添付の議事次第は、市場化テストなどの手法を通して、官業を民営化することの是非について、経済産業省所管の独立行政法人工業所有権情報・研修館の民営化を指向する側と官業を維持しようとする側との議論の経緯を示したものである。

議事次第を通読した後、以下の設問に答えなさい。なお、議事次第については、問題との関係で、文意が変わらない程度の修正が施されている。

[問 1]

議論の対象となっている工業所有権情報・研修館の行っている業務を、議事次第から抽出しなさい。複数の場合は、全てを列挙しなさい。

[問 2]

民営化派と現状維持派の相違点について、箇条書きで列挙しなさい。

[問 3]

[問 2] で列挙した相違点が生じる原因について、貴方がどちらの派を支持するかを明示した後、具体的に論じなさい。

## 官業民営化に関する議論

### 第 6 回官業民営化等 WG・第 19 回市場化テスト WG 合同 WG 議事次第

平成 17 年〇月〇日（月） 10:30～15:30

規制改革・民間開放推進会議メンバー：A 主査、B 主査、C 委員、D 専門委員、  
E 専門委員

経済産業省出席者：特許庁総務部総務課 X 総務課長

#### B 主査：

どうもお待たせをいたしました。おはようございます。

1 時間という少し長めの時間を設定させていただいておりますけれども、10 分ほどお話を、こちらからあらかじめ御質問も出しておりますので、それに沿った形で御回答をいただいて、残りの時間で少し意見交換をさせていただけたらというふうに思っています。ちょっと今日は気もそぞろなようなところがあるかもしれませんが、どうぞよろしく願いいたします。

それから、こちらは今日は官業民営化のグループと「市場化テスト」のワーキンググループと両方になっておりますので、去年もお越しいただきましたけれども、去年より多くの人数になっておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

#### X 総務課長：

おはようございます。特許庁総務課長の X と申します。今日は貴重な機会をいただきして、ありがとうございます。昨年も大変お世話になりました。今年は特に工業所有権情報・研修館ということで御説明に上がった次第です。本日は特許庁から、私、総務課長と情報・研修館室長が参っておりますが、併せて情報・研修館から 3 人ほど、部長また人材開発統括監を呼ばせていただいております。よろしく願いいたします。

イントロとしまして、4～5 分ほど、業務の概要、情報・研修館とは何ぞやというところの御説明をさせていただければと思っております。

本館は、明治 20 年に特許局というのが農商務省にできたときに、その図書館として発足したのが契機になってございます。明治 32 年には、パリ条約に基づく中央資料館という形での位置づけも得てございます。平成 13 年に独立行政法人工業所有権総合情報館となつてございますけれども、16 年に業務追加をしたことを機に、情報・研修館という形に名前を変えてございます。

今の業務でございしますが、13 年 4 月の設立当初は 4 事業を対象にしておりました。「公報閲覧事業」は公報の収集・保管・閲覧をするといったところ。特許庁の審査審判に必要な資料を収集するのが 2 つ目。3 つ目は、工業所有権の流通に必要な情報の収集・整理・提供というのが「特許流通促進事業」でございします。それに「相談事業」。この 4 つでございました。

去年の10月に「情報普及事業」ということで、特許電子図書館という形でインターネットでの情報提供を開始してございます。併せて「研修事業」ということで、特許庁向けの研修。またそのノウハウを使っての外部人材の育成といった事業を開始してございます。18年度には特許出願に必要な情報システムの整備を業務移管する予定でございます。

こうした業務を各国と比較いたしました場合、お陰様で独立行政法人としてやっております日本がやや一歩リードした形になっておるかと思っております。各国では依然として特許庁が自ら行っているという実態でございます。

特許庁の業務をいかにして、この独立行政法人工業所有権情報・研修館に集約させてまいったかと申しますと、各課がその対国民、外国特許庁、対職員という形で行っていた業務を効率よく行う。また集約することによるシナジーを期待してのことではございました。今の体制でございます。右側に役員4人。うち非常勤2人でございますけれども、これに職員79人が付きまして、計83人という体制になってございます。

情報・研修館の業務につきましては、独立行政法人でございますので、毎年度評価を受けております。13年度B、14年度A、15年度Bと来て、16年度はお陰様でAを取得してございます。また独立行政法人の第1中期目標期間の予備的評価として4年間の評価を受けましたけれども、これも下に書いてございますような閲覧者や相談者の満足度を高めているということで、高い評価を得てございます。

さて、この「情報・研修館の業務の在り方」についての一助となればということで、特徴でございますけれども、基本的には特許庁の内部蓄積した情報を国民に開示していくというところがこの本質にあるわけではございまして、従来から無償でこうしたサービスを提供してございます。

こうした業務の性格柄でございますけれども、民間開放した場合の個々の検討課題ということでございますけれども、1つには出願・審査・審判に対する影響が懸念されております。先ほど申し上げましたように、特許庁の業務を切り出し、そのユーザーフレンドリーな体制をつくったわけではございますけれども、言わば出願から審査、審判に至る過程における重要なプロセスにビルトインされているわけではございます。

2つには、国民の信頼性ということでございますけれども、特許庁とほぼ一体的な独立行政法人であるという観点から、相談件数も着実に増えてございますし、全国津々浦々までくまなく体制を組むことができているかと思っております。

そうした中で通常の家務員法よりも更に重い形で守秘義務がかけられているということでございます。通常の家務員法は職務上知り得た秘密という形で、家務員法第100条と同じ規定を適用になっているわけではございますけれども、この守秘義務につきましては、特許庁職員と同様に更に一段出願

中の発明等に関する秘密の保持、また盗用禁止という義務がかけられてございます。ちなみに特定という形で公務員型になってございますけれども、公務員型でない非公務員型の独立行政法人については、こうした守秘義務についてはケース・バイ・ケースという形になっているわけでございます。

本館には、国際的にも大きな役割を果たしてございます。1つ目のパリ条約における中央資料館のお話はいたしました。2つ目には、PCT条約に基づく各国との公報情報の交換ということで、ミニマムドキュメントということで英訳したり、また和訳したりといった業務をしながら交換業務を行ってございます。また、3つ目は最近でございますけれども、日米欧または日中韓における情報交換の役割を特許庁に代わって担っているところでございます。

昨年10月から研修業務を付与してございますけれども、知財人材倍増目標が設定されている中で、この情報・研修館は他の民間研修機関で対応できないものを担うという役割を担っているかと存じます。既に人材育成連絡会議ということで、知財協、弁理士会、発明協会と協議会をつくってございまして、お互いの業務に重複がないように整理をしており、情報・研修館としては特許庁の審査官、または方式審査専門官等々への研修のノウハウの民間伝授という形に整理をさせていただいたところでございます。

情報・研修館は、独立行政法人で役員数が83人。予算額は平成17年度で131億円ということになってございます。

「民間開放の状況」ということでございますけれども、特許庁の審査、審判で蓄積されている情報。これを公報またはその他いろんな形で国民に開示していくということの性格上、広くあまねく確実かつ公平に公開しなければならないという使命を担っている。その性格から民間開放は基本的に困難と考えてございます。ただ、業務の内容に応じては、既に民間活力を活用しているものがございます。それは後ろの方でまた御説明させていただきます。

「当該独立行政法人を廃止した場合の影響」というご質問に対してでございますが、特許庁の出願、審査、審判のプロセスにビルトインされてございます。年間60万件の出願に対する影響も大きゅうございますし、特許庁の1日1万件近い事務処理の一翼を担っているわけでございます。こうした観点から、そうした国民への不利益または産業活力の維持という観点からは、廃止はかなり難しいと考えてございますし、かつ国際条約上の義務の履行、また海外特許庁との情報交換ということへの支障も懸念されるわけでございます。

「更なる民間開放についての見解」に関しましては、私どもはその産業財産制度を支える情報及び人における基盤整備という観点から、この情報・研修館にいろいろな業務を移管し、また担当させてまいりました。今後とも特許庁の持っている1次情報。1次情報と言いますと、2次情報は民間の情報提供事業者が既に実施しているわけでございます。生データという言い過ぎかもしれませんが、1次情報、審査のノウハウを特許庁から集めたり、また海外から取り

寄せて、これを出願人やまた海外特許庁に返していくということを確実に、かつ無償で行うという観点からは、基本的にこの情報・研修館を行っていく必要があると思っておりますが、先ほど申し上げましたように、既に幾つかの部分は民間開放を行っているところでございます。

公報、資料の閲覧、またそれを踏まえたシステムの整備管理に関しまして、いずれも民間に代替が可能ではないかということで、それを行った場合の障害について説明させていただきます。この情報・研修館で行っている公報、資料、特許情報でございますけれども、この収集・整理・閲覧またシステムといったものは、特許庁の審査・審判で蓄積されたものでありますし、また実際その実施に不可欠なものでございます。また国民が特許庁に出願を行う際にも重要な情報になるわけでございます。こうした重要な行政の一部の業務を民間事業者で代替するというのは難しいかと考えてございます。

先ほども申し上げましたように、公報等の収集、整理、閲覧はパリ条約の義務でございますし、それに基づきまして、国民に無償で公報類を提供しなければなりません。それから、特許協力条約、PCT条約でございますけれども、これも特許庁が国際調査機関として機能するために必要なミニマムドキュメントを作成し海外に提供し、また海外特許庁から収集し、それを日本特許庁もしくは国民に提供をするという業務でございますけれども、海外を見ても国の機関以外が実施している例はございません。これを他の民間事業者で任せた場合というのは業務の支障、条約の履行の遅滞等々が懸念されるわけでございます。

情報普及業務でございますけれども、IPDLという特許電子図書館でございますけれども、これを確実に運営するということが極めて重要でございます。加えて、この図書館のデータ作成等々に当たりましては、未公開データや個人企業へのアクセス情報を扱う観点からは、公務員と同様な規制が必要になることに留意する必要があると考えてございます。先ほど、秘密保持・盗用禁止の上乗せがあると申し上げたところでございます。いずれにしても、特許庁の審査、審判と一体的密接不可分な形でこうした業務を行っていく観点からは、情報・研修館で行うことが望ましい、必要であるというふうに考えてございます。なお、公報の保管は埼玉に倉庫業者がおりますけれども、そうしたところに保管や運搬を任せておりますし、また電子情報の作成に必要なデータベース。それから、海外との情報の翻訳等々においては既に民間外注を行っているところでございます。

次に、相談業務につきましては、その実績と包括的な委託が可能であるか否かということでございます。相談業務に関しましては、国家公務員と同様に休日を除きすべて開館しているということでございます。過去3年間では4万3,000件、5万件、6万件と年間1万件ずつ増えてきている傾向にございます。この相談業務でございますけれども、一般的な法律やその制度の枠組みを教科書的に相談を受けているというよりは、特許庁に相談が来るような、その審査・

審判・登録・基準運用等々に関わる具体の例が多うございます。こうしたものをワンストップサービスで提供するということが、この情報・研修館の期待されている業務でございます。これらはほかの発明協会や日本弁理士会が費用限定的に、もしくはごく一般的な内容の情報提供を行うという相談業務とは本質的に異なっているものであらうと考えてございまして、個々具体であるゆえにそのマニュアル化の方法にも限界があらうかと考えているところでございます。

行政庁に対する質問、相談について、その相談に来る方々から十分な信頼を得るという観点からは、その守秘義務がある。または他の者との関係で中立的な立場でその情報を提示する。また相談に乗ってくれるという体制が必要かと考えているわけでございます。こうした観点から、情報・研修館におきましては特許庁との人事交流を基礎にして、その出向者を活用することにより、正確な運用解釈等々を行っているところでございます。守秘義務はたびたび出てきて恐縮でございますけれども、秘密漏洩の上乗せ規定なども整備している次第でございます。

マニュアル化については既に述べましたけれども、こうした個別相談については画一的なマニュアルでは困難な面が多いと考えてございます。ちなみに全くその一般的なマニュアルになじむものがないかという点、そうでもないと考えてございますが、既にそうした観点のものについては非常勤職員3人をもって当てているところでございます。

特許流通業務につきまして、特許流通の実績とこうしたアドバイザーを活用しての特許流通促進業務が地域の産業界や研究機関等の民間に委託した方が効率的ではないのかという御質問があらうかと思っております。この特許流通アドバイザー事業でございますけれども、工業所有権の流通を促進するための情報の収集・整理・提供という業務でございますけれども、実際に業務はしません。開放可能な特許技術が集中している企業や大学、研究機関から情報を集めて、それを地域の中小ベンチャーに移転するという形でのマッチングを図ってございます。このために単なるインターネットや書物での情報提供だけでは不十分という面がある中で、企業等の豊富な経験のある方をアドバイザーとして確保し、これらを活用することによって促進の波をつくるということでございます。実績はアドバイザーを112名用意しておりまして、これまで5,500件弱のライセンス等の契約に至ってございます。

こうした特許流通促進は知的創造サイクル、知財の創造の好循環に是非必要なものとして活用する観点から不可欠なものと考えてございまして、行政の一環として情報・研修館に従来から委ねてきたところでございます。まだまだ特許流通事業者などの市場システムが整備されていない中では、こうした業務を民間に委ねることが困難であらうと考えているところでございます。なお、情報・研修館では情報普及業務を通じて蓄積された特許情報、また技術動向を基

に知見を有しているということから、情報・研修館に委ねてきているところがございます。

この13年からの第1期中期計画期はこうした形で行ってまいりましたけれども、今後につきましては、更に外部の地方公共団体や民間事業者の活用を更に広げていくという観点から、それらの者の資金面における負担の導入も含めて、その事業の在り方を検討することとさせていただきます。なお、この特許流通アドバイザーの雇用、また労務面の管理、アドバイザー間の連絡といったところをサポートするものとして、情報・研修館から社団法人発明協会に委託を行っているところがございます。そういう意味では一部民間開放が行われたものと考えてございます。

最後に、研修業務についてのお問い合わせがありました。この法人で実施しなければならない高度なものを除き、民間に包括的に委託した方がよいものがあると思うがどうかという御指摘でございます。現在「知的財産推進計画2005」が政府ベースで決定されてございます。知財人材を倍増するという目標がその中に含まれてございますけれども、本情報・研修館では特許庁の職員の資質の向上。これは従来から特許庁の研修所で行ってきたわけでございますけれども、これを活用して外部人材育成をするということが期待されております。民間の人材育成機関で不足する部分を補強するという期待でございます。

まずその外部人材の研修に入る前に、特許庁の職員向け研修でございますけれども、これは前身の研修所時代から審査官、審判官の研修に必要なノウハウが蓄積されてございます。また、方式審査専門官、方式審査などについて必要なノウハウも担当してきてございました。こうした蓄積を期待されているわけでございます。

登録調査機関。まずその外部の研修の第1番目に登録調査機関の調査業務、実務者に対する研修を挙げさせていただきますが、これは平成15年に改正された法律に基づきまして、外部の調査能力を活用する、審査迅速化のために外部に特許庁から委託を行いまして、審査の前段階で先行技術調査を行うという業務を行っているわけでございますけれども、このサーチャーと呼ばれている調査実務者を育成することになってございます。この育成については、修了の判断をこの情報・研修館で行うわけでございますけれども、修了認定を受けた者を少なくとも10人は抱えるということが、この登録調査機関の法律上の義務になってございます。こうした観点から、守秘義務と贈収賄といった刑法上の公務員と同様な身分犯がこの情報・研修館に課されております。

御質問にありました行政機関や地方公共団体職員にも言及がありました。これは単に施策の企画、立案のみならず、研究開発の権利化、地域企業の権利化支援といったところに従事する方々が入るわけでございますけれども、これにつきましても特許庁の施策と併せて審査・審判の実務の内容の研修に努めてい



るところでございます。ほかの団体との権利関係の業務の調整は協議会などをつくって、これまでも心してきているところでございます。

特に中小企業向け、また弁理士会向けという形では、特許侵害警告模擬研修ということで、中小企業の方々の知財対応能力を向上させる観点からケーススタディーを中心として審判官を活用した、もしくは弁理士を活用した研修を行ってきてございます。審査基準討論研修は、まさに名の示すとおり、特許庁の審査基準を弁理士の方々や企業の知財部の方々に説明し、実践的な研修を行うものでございまして、いずれも工業所有権情報・研修館ならではの研修内容かと考えているところでございます。

以上で説明を終わりますけれども、情報・研修館、特許庁に代わって情報開示をする、また特許庁の職員向け研修内容を生かして知財人材の育成に今後とも努めてまいることが適当ではないかと考える次第でございます。ありがとうございました。

**B 主査：**

ありがとうございました。時間が随分長くなって、こちら側の質問の時間が短くなりましたので、簡潔にというふうに思いますけれども、私もこの工業所有権情報・研修館はよく存じ上げておりますけれども、ここのところ何かどんだん予算が付いて事業拡大というようなところに行っていらっしゃるように思うのですけれども、今、御紹介のあった事業は特段にこちらの予算を使ってやるべきかどうかというところについては、やはり少し疑念があります。

**B 主査：**

どなたかございますか。どうぞ。

**D 専門委員：**

おやりになっている仕事を大きく分けると、公報閲覧事業あるいは審査審判資料の収集事業といった広い意味での情報収集普及事業と研修事業と、この2つに分かれるので、少し一つひとつについて検討させていただきたいと思っています。御説明では、まず広い意味での情報収集・提供事業について言えば、例えば、おっしゃったように公報類の保管は埼玉のどこかの倉庫でやっているとか、いろいろもう既に関連の法人なり公益法人に民間委託をしている業務もかなりあるという御説明で、そうしますと直営と言いますか、まさにやっている事業というのは、こういうふうに整理してよろしいんでございましょうか。大きく言って、公報資料等の特許情報の収集・整理・閲覧。これが1つ。2番目は特許情報を提供するためのシステムの運営。こういう2つの業務が広い意味での情報収集・普及事業で直営でおやりになっているというふうに理解してよろしゅうございますか。

X 総務課長：

それではよろしいかと思えますけれども、後者の方は前者の業務を遂行するための手段という面を持っているということだけ申し添えます。

D 専門委員：

そうであるとする、なぜ既に民間委託をしている保管事業などと、ある意味ではその収集事業、整理、閲覧といったような仕事というのは極めて密接一体不可分の業務だと思えるんですが、こちらは直営で行わなければならない。こちらは民間委託してもいいという、その差異が生じてきている原因というのがどうもよくわからない。課長の御説明では、特許情報というのは国民の権利にとって極めて重要なものであるから、その権利に関する情報というものはあまねく公平に中立に提供しなければならないから、これは行政機関で行わなければならないという意味合いのことをおっしゃっていたと思うんですが、民間でそういう情報の提供などを行えば、あまねく行われぬのか、あるいは公平に行われぬのか、私は非常に疑問だと思えるんですが、あまねく行うという意味がよくわかりませんが、あまねくというのは、ただで全国至るところで提供するということがあまねくという意味でございませうか。

X 総務課長：

2つお答えします。今のあまねくについて言えば、どういう方からの要請に応じても、確実にかつ公平に行うという趣旨かと考えてございます。最初のお問い合わせのところの民間に委ねているところとの整理が不分明であるという御指摘かと思えますが、やはり書架は結構かさばるところがございまして、今でも一部は、経済産業省の資源エネルギー庁の入っている別館と申しますか、それも借用しながら地下に多分何万冊もの本も置いてございます。そうした意味で極力近くに置いて、求めに來られた閲覧者の便に供しているわけでございます。それでも、何百年分のイギリスの公報類、200年分ぐらいのアメリカの公報類等々、保管する分にはスペースが足りません。そうした意味で埼玉の倉庫を借りているということでございまして、そこからの搬送を依頼しているというところでございます。これは例えば、特許庁の警備を警備会社に依頼するというようなものと、程度論を私は議論しているというよりは、その業務を遂行する範囲で、その業務の本質的ではないと言いますか、譲れない部分を超えた部分のよりコストのかからない形での専門業者の活用ということでは従来から行ってきたということを申し上げたわけでございまして、決してその収集・整理・閲覧の一部を埼玉の業者に委ねているという理解はしてございせん。

D 専門委員：

私の一番の御質問のポイントの、今、直営でやっている事業というのが、民間に行わせるとあまねく行われなくなる可能性はあると。あるいは公正に行われなくなる可能性がある。場合によっては継続的、恒常的な提供が行われなくなるという意味合いであるとすれば、私はそれに反対なんです、どうしてその民間にやるとあまねく行われなくなるおそれがあるんでございますか。

X 総務課長：

これはこの情報・研修館の職員が公務員と同様の身分を持って、国民のどんな相談にも対応できる。また、どういう書類を見せてくれと言われたときにもその接する情報について秘密を漏洩しない。それから、その得た情報をもって他に盗用しないといったようなところの安心感。これは重要だと思っております。単なる業務の委託というものは一線を画している。内容における質の差があるのではないかと。そうした観点から、こうしたものを安全に確実にやっていくという観点から、この情報・研修館に勝る組織はないというのが私の方の理解でございます。

B 主査：

ちょっと途中から入って大変恐縮ですが、秘密保持の点についてはどちらの独法もヒアリングの際にそのことはおっしゃっておられて、そこは公だからとか民間だからということではないのではないかと、契約関係であろうということでの整理がこちらではかなりつけてきております。その公でなければというようなところで、でも違うのではないかと、いうふうに思うのが、特許流通アドバイザーに関するもので、この専門家がかなり活用をされていると、いうのでしょうか、機能を果たしていらっしゃるということで、5,461件のライセンスの話なども出ておまして、この辺りはやはり民間と、いうのでしょうか、そういった方たちが関わることによって活性化をしてきたのではないかと、いうふうに思われて、必ずしも公で秘匿と、いうのでしょうか、囲っておくというような業務の分野ではないのではないかと、いう印象があるのですが、その辺りはいかがでしょうか。

X 総務課長：

御質問は2つありましたので、最初の秘密保持について御説明申し上げますと、私があえてここで強調させていただいたのは、他の独立行政法人のように職務上知り得た秘密という国家公務員法第100条の規定と同じもの。これはすべての公務員型独立行政法人にありますし、一部の相当数の非公務員型独立行政法人にも同様の規定がございます。

それはそれとして、その上に公開された瞬間に権利性を全く失ってしまう未公開の秘密等々に接することがあるというところで、二重の守秘義務があると。これは他の独立行政法人を調べてみましたけれども、ほかにございません。秘密保持規定が2段階になっている。上乘せがあるというものはほかにございません。そういった機微情報に触れるというところを申し上げたかったわけでございます。これが1点。

2つ目の特許流通アドバイザーでございまして、これは若干手前みそでございましてけれども、アドバイザーの方々の資質にも恵まれて、非常に地域での評判はよろしいかと思っております。いろいろな地域のコミュニティーで特許流通の経験を生かして、地方公共団体に助言されるという例もあって、私どもは非常にうれしく思っているところでございまして、これについての民間開放については、こういうことではないかと。既にこのアドバイザーについては民間の方々の活用をさせていただいております。そのこと自体について、これは公務員がやるということではないんだと思っております。どこの企業にどういう特許があり、この特許はどこの企業のどういう技術と組み合わせればいいものを生むという目利きは、私ども公務員よりもこういう民間におられて研究をなさった方々、また製品開発に従事された方々の方が優れているものだと思います。私とその情報・研修館で行った方がよろしいのではないかと申し上げたのは、全国的な観点から、そのマネジメントを行うということの業務でございまして、そういう意味では一番シャッポのところに情報・研修館が他の情報提供業務、または情報公開業務という形での蓄積を生かしてマネージしていると。ほかには発明協会に委ねて労務管理も行っておりますし、実際のアドバイザーは選考にも情報・研修館は関与しませんが、優秀な民間人材を活用しているというところを御母解いただければ幸いです。

#### A 主査：

ちょっと今までの御説明では、まるでこの特許庁職員及び情報・研修館だけが過重な義務を負っておると言わんがばかりのことを、そう言いたいんだろけれども、しかし、問題は出願中の発明に関する秘密は他の国家公務員だとか何とか関係ないでしょう。だから、それは当然他の国家公務員について、つまり特許以外のことをする人にとっては職務上知り得た秘密であって、だから、まるで他の国家公務員よりも加重にかかっていますということと言わんがばかりだけれども、要するに出願中の秘密というのが特許にとっては一番重要ですね。公開されたら、そんなものは秘密性が何も無いわけなんだから。だから、特許法の中でそういう手当てがしてあるだけで、職務上知り得た問題なんだから、わざとらしく強調して、非常に秘密守秘性が高いんですという根拠になさるのはいかがなものか。それは職務上知り得た秘密と同じことであってね。そこには要するに公務員としての守秘義務はありますということ以上の何物でも

ない。仕事の性質から出願中の発明に対する秘密が特に書かれておる。最も秘密性の高いのはそこだということだけのことだという理解を私はします。そうすると、他の公務員よりも加重だという根拠にはならないということです。

X 総務課長：

基本的にはおっしゃるとおりだと思いますが、ちょっと補足させていただきますと、この2段階の下の方の職務上知り得た秘密というのは、この情報・研修館の職員には独立行政法人通則法に基づきまして、他の独立行政法人と同様にかかっています。別途この情報・研修館法という特別法に基づいて、その情報の範囲を区切って上乘せがかかっている。要は2つの法規定がかけられていると。ですから、この職務上知り得た秘密は発明以外に、例えば、明日投資してしまうんだよねとか、明日会社分割してしまうんだよねといったような営業秘密、また個人のいろんな個人情報も含めた一般的な公務員と同様のものがございますけれども、特許庁職員が他の国家公務員から上乘せで特許法によってかかっているのと同じものが情報・研修館法で特別にかかっているということでございます。

A 主査：

では、ほかのところとは全然違う問題で、その二重にかかっているものが全然ないと言えますか。

X 総務課長：

調べた限りではございません。

B 主査：

どうぞ。

E 専門委員：

今の守秘義務の話なんですけれども、公務員がやって、特許法上、上乘せがあるから安全性が高いというお話なんですけれども、これは本当にそうかという疑問があるわけですね。だから、例えば、これは民間の団体に「市場化テスト」で、民間の主体にやらせたときに、その民間の主体は勿論、みなし公務員にするということもできるんですが、それ以上に例えば、その出願の秘密などを漏らしたりすると、これは巨額の民事賠償責任というのをその本人が当然負わなければいけないわけです。ところが、独法であって、しかも公務員型だということになると、これは国家賠償法がありますから、逆に公務員は守られてしまうわけですね。国家賠償の問題になる。更に言えば、その民間の法主体の一つである株式会社なら株式会社が業務を請け負って、そこでやはり社会的に

許されないことをした場合には、その法人は法人として恐らく刑事罰を受けることもあるだろうし、そのマーケットと言いますか、その法人自体が倒産したり、なくなったりということがあるわけですね。弁理士さんなどが関わってれば、その弁理士さんは自分の資格がなくなってしまうということになる。それにもかかわらず、その独立行政法人という法主体でそういうことをやると、その独立行政法人自体は恐らく法律でできていますから、法律がなくならない限りはそのサンクションは受けないということになるわけです。

もうちょっと細かいことを言うと、例えば、国と独立行政法人の相互関係というところも、例えば、独立行政法人の情報公開法とか、その他を見ると、その国と独立行政法人の間だから守られている部分というのがすごいあるので、だから、実はやはりその独立行政法人がこういう非常に民間にとってセンシティブな業務を扱っているということは、結果として安心だという側面があると言えはあってもかもしれませんが、法的に見た場合には、むしろ責任の非常に大きな部分をこれは官の一部だからということで、結局免除されていて、そういう意味で実は担保というのは薄くなっているんじゃないかという感じが、これは法律家なら誰でもするところだと思うんですね。そこで守秘義務などがいろいろ課されていて、安全性が守られているということには、かなり疑問を感じるんですけども、そこはどうお考えですか。

端的に例えば、1つ聞くとすると、独立行政法人であるということによって、まさに法人としては非常に守られる形になっています。民間が請け負ったら、それはつぶるし、個人だって巨額の賠償金を請求をされるというサンクションがあるので、これをやはり除外して論じるのは非常にバランスが悪いと疑問を持つんですが、ちょっとお考えを伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

X 総務課長：

先生の御質問を誤解していなければ、こういうことかと思えます。

2点あるかと思えますが、その民事と刑事により、それぞれどういうふう  
にその安全、または国民の信頼感を担保するかということかと思えますが、その民事のみをもって、そうした業務に従事する者の国民への信頼感は担保しにくいのではないかと。民事はどうしても事務的になってしまうところもござい  
ますから、そういった部分は不十分ということで、いろんな刑事的な措置が刑法、または国家公務員法上あるのではないかと考えております。そういう意味  
では民事と刑事の役割分担かと思えますが、その刑事における議論を先ほど  
申し上げたわけでございます。

では、その民事の責任が国家賠償という形で国にあるから、それによって守  
られない民間企業よりも危機感が弱いのではないかとということかと思えま  
ずけれども、おっしゃることはわかるんですけども、そうであるかどうか、や  
や疑問と個人的には思います。国家公務員たる者の衿持という部分を申し上げる

つもりもございません。それはむしろ民事の場合には、その職員の意識というよりは、国民の救済という観点から制度枠組みはできておりますから、その反射的効果をもって、その職務専念義務に対する圧力と言いますか、抑止力と言いますか、そういうところを評価するのはなかなか難しいんだと思います。あくまで民事のところについては、国賠があるがゆえに国民は安心されるということをもって評価すべきだと思います。

#### B 主査：

このところについては、全体的にまた整理をしたいと思いますので、申し訳ありませんが、C先生の方から御質問を。

#### C 委員：

2つを伺いたいのですが、79人の職員の方が、総務とか閲覧部、流通部、情報普及部、相談部、研修部、人材育成部に分かれて配置されているんですが、この中でと言うか、例えば、総務の方というのは基本的に専門性を持っているわけではなくて、一般の職員の能力だと思うんですが、例えば、閲覧とか情報普及とかという分野に関して言えば、図書館、つまり情報という分野の専門家だというのは何となく予測ができます。相談部というところが専門性を有していそうかどうか、あるいは特許に関する知的所有権に関する問題に専門性を持っている方だという感じがするんです。全体として、この中の方々で何らかの形で専門性を持っていらっしゃる方というのがどれぐらいいらして、ここでプロパーとしてずっといらっしゃる方はどれぐらいの人数なのかということが知りたいというのが1つのことです。

そのことで言うと、先ほどからA委員が言われていたように、多くの方々というのは基本的には情報を普及したいと思っていることで、公開されている情報を取り扱っていらっしゃる方が中心なんじゃないかと思うんです。それに対して、新規に情報が手に入りそうな分野の人というのは、この中で言うと、私の印象では相談部というところぐらいしかなさそうな感じなんですね。この11人の方とほかの方の間に何か差があるのかどうかということと、どういう方がこの11人の相談部というところにいるのかということを知りたいというのが1つの質問の中身です。

もう一つの問題は、独法の評価委員会の中で、本館はB、A、B、Aという評価になっていますと。私の印象では大体独法の評価委員会はみんなA、A、Aという感じなんです、なぜBが付いていたのかと。しかも、交互にB、A、B、Aとなるというのは、どこの部分が引っかかっていて、その16年にはAになったというのは、どういうところが改善されてAになったというふうになっているのかということと、この中のウェートの70%がサービスの質の向上という

部分に当たっていますという説明がありましたけれども、そのサービスの質の向上という部分というのはどこなのかということです。

もう一つなんですけれども、独法法人の中では最近、どちらかと言うと派遣の社員の方をできるだけ使いたしめようという動きになっていて、専門の職員の分野に足りない部分に関して、できるだけこの人数を減らしながら、派遣の職員を増やすというのが普通になっているのではないかと、私は予想しているのですが、ここの中ではこういうふうな公共性というか二重に公共性がかけられているという意味だと、派遣の人などは入らないような厳しい環境にあるのかどうかということも教えていただきたいと思います。

X 総務課長：

役員を除いて職員 79 名でございますけれども、これは全員、特許庁からの出向者でございます。そういう意味では世上プロパーと言われている方は一人もいらっしゃいません。

2つ目に、相談業務とそれ以外で新規の情報に接する度合いに差があるのではないかというお話かと思っておりますけれども、実は新規の情報に接するのは、決して相談部だけではなくて、例えば、個人の自分の出願に関する閲覧。これは結構多いわけでありましてけれども、この閲覧情報の中にはまさに今審査中の情報が入っております。そういう意味では閲覧業務についても個別情報とか未公開情報に接し得るわけでございます。情報普及部で言えば電子図書館でございますけれども、このデータを特許庁からもらってきて加工します。その加工の段階で接する可能性は否めません。そこで意図的にどう抽出するかということは今、発生してございませんので、具体的に申し上げることはありませんけれども、これはデータベースを情報・研修館が加工するわけでございますので、そういう意味ではここでも秘密情報に接する機会があると考えてございます。

それから、秘密情報ではございませんけれども、研修業務で申し上げますと、先ほど私が申し上げた登録調査機関の登録の可否をこの情報・研修館が研修の修了者を何人出すかということで確定するわけでございますものですから、そういう意味では贈収賄の規定が重くこの研修業務にかかっているわけでございます。といったことを言いますと、その総務や経理がどうのこうのというつもりはございませんけれども、概ねのところ、国家公務員法上の義務がかかっていることが必要な業務だと考えてございます。

3つ目の御質問ですけれども、評価委員会、B、A、B、Aでございますけれども、残念ながら最初のBの付いた理由は、4年前でございまして、定かに承知してございませんけれども、15年のBにつきましては前年Aが付いたこともあって、これはもう一段飛躍を期待して、従来業務をきっちりやっているところは評価できる。そういう意味では問題点はないんだけれども、もう少し新規の事業と言いますか、業務分野の開拓に更に邁進すべきという気持ちを込め



て B だということを評価委員会ではいただいております。非常に複雑な心境でこの B の評価を聞いた記憶がございます。そのうち 7 割がサービスの向上ということにも言及されましたけれども、それはまさに公報閲覧と相談の分野において、それぞれ小まめな工夫をさせてございます。例えば、特許庁よりも開館時間を 45 分間延長しましたということ。それから、1 台の機器の使用時間を柔軟にしましたとか、役所では余り使わないプリペイドカードの使用を可能にしたといったような形での公報閲覧業務におけるサービスですとか、相談業務については相談があったときには全件即日回答を返すと。役人のたらい回しはしないと。それがワンストップの意義だと。文書で来たときにも中期目標になっている全部 2 日で返すという目標も自ら内部設定してこなしてきてたりもしております。そうしたところのユーザーサービス度が確実に向上しているところを評価いただいて、16 年度、また通期においては A だという理解をさせていただきます。

4 つ目の御質問でございますけれども、独立行政法人に派遣があっただけじゃないか。もしくはあるのではないかという御質問でございますけれども、おられます。これは先ほど相談のところの非常勤職員 3 人と申し上げましたけれども、ほかの部でも活用している部分がございます。派遣、非常勤は計 20 人程度おられると思っております。

B 主査：  
どうぞ。

D 専門委員：

私の先ほど話で、一つひとつ仕事ごとに考えなければならないというんだけど、2 番目の仕事の研修については、1 つは特許庁の職員に対する研修。これは直営でやると。

X 総務課長：  
はい。

D 専門委員：

2 番目には登録調査機関の調査業務者に対する研修。これも特許庁でやっている。

X 総務課長：  
研修は情報・研修館で行っております。

D 専門委員：

情報・研修館が直営でやっていますね。これが2番目。それから、自治体職員に対する研修。これも直営ですね。

X 総務課長：

はい。

D 専門委員：

それ以外の者に対する研修というのは、よほど専門性がなければ、弁理士会だとかそういうところで自主的にやっているというような御説明だったと思うんですが、まず特許庁職員に対する研修をなぜ直営でやらなければならないのか。同様に登録調査機関の調査業務実施者に対する研修というのをこれも直営でやっていますが、民間ではなぜできないのか。

あえて説明を敷衍して言えば、非常に登録調査機関の調査業務実施者に対する研修というのは、調査業務実務者というのが極めてその審査官などと密接な関係にあるからというようなことを言っているけれども、それは私は余り合理的な理由にはならないというような感じをしています。それから、自治体などの職員に対する研修、これもなぜ民間ではできないのか。直営でやらなければならないのか。これについての理由もよくわかりません。弁理士会だとか、あるいは発明協会だとか、更には知的財産協会といった、それなりの専門性あるいはノウハウを持っている機関があるんでございますから、そういうところへ委託するということがなぜ不可能なのかどうかということについて、明快に御説明いただきたい。

A 主査：

ちょっと関連して。

B 主査：

どうぞ。

A 主査：

お話を、Dさんが言われたけれども、聞いていますと、今まで特許庁の中でやっていた仕事は、どちらかというと補助部門の仕事ですね。だから、そういう後方支援の部門を切り出して、この独立行政法人をつかってやっておるのが今の形ですね。ですから、それはそれとして結構だと思いますけれども、将来の方向としては、その独立行政法人が民営法人となって、どうして困るのです。恐らくはほとんど困ることはないと思うのです。あるいは、それがもし困るのだったら、それに対して希望者がいるのならば、包括的な委託をしたらよいではないかというのが去年から進めてきた議論です。

特許庁の先行文献の調査については、もう既に外部委託を出していますね。去年は審査についてまでそれをやろうというので、かなりいろいろな経緯がありましたけれども、とにかく少なくとも全然ノーではない。検討はしていただくという方向になっています。親の方がそうなのですから、その後方支援の方は更にそれよりももう一步進んだ形でやっていくべきではないのでしょうか。御心配になっている点は、いつも皆さん言うけれども、それはもう解決しているはずなのです。守秘義務の問題については、契約上で担保することで十分ではないかと我々は思うが、もしそれでは不安だと言うのだったら法律をつくって、その業務に携わる者に対しては違反に対して刑法上の扱いをするということもう確立した話で、現に統計法などはそういうふうになっているわけですし、去年の答申にもそういうことが書いてあるわけですから、余り御心配になることはないということをお願いしておきたいのです。

**B 主査：**

そうですね。私もちょっと最後に補足的ですけども、やはり今、知財立国ということで、この分野に関心を持っていらっしゃる人材がどんどん出てきているということで、特許流通アドバイザーがこれほど活躍をしていらっしゃるというのも、私はやはりそういう人材と言うんでしょうか、底上げ的なバックグラウンドはあるというふうに思いますので、今、Aさんの方でおっしゃられたように、去年確かに本体の方の話をしておりまして、この辺りは本当に民間の方を活用するということをもっと進めて考えていただけたらというふうに思います。

ちょっと3人でばらばらと発言しましたけれども、よろしく願いいたします。

**X 総務課長：**

D 専門委員の御質問でございますが、職員向けは従来、特許庁の中で行っていた業務でございまして、それを独法化することによってミラー効果ではございませんけれども、そのノウハウをより民間に伝授しやすくなると。伝授というと失礼ですけども、移転させやすくなるということを考えて。また、そうした必要性があったということかと思っております。

この職員研修につきましても、情報・研修館に委ねてございますけれども、語学とか経済理論みたいなもの。もしくは技術の学会での修得については既に外部に委ねてございまして、全部その情報・研修館の講義の中でやっているわけではございません。やはり長官訓話は別にしまして、実際の事務系職員の職務。審査、審判に従事する審査官、審判官の職務といったものを中心に、この情報・研修館で自ら実施しているというのが実態でございます。御理解をいただければと思います。

2つ目に、登録調査機関におけるサーチャーの御質問がございました。これは1か月半、まさに缶詰にして行うものでございますけれども、単に関係が密接というよりは、その頭の構造、審査の前段階とは言え、見方をかなり共通なものにすることが必要かということでございまして、簡単にスイッチでもあれば別なんですけど、それを密接な審査官とのフェース・ツー・フェースな議論、もしくはケーススタディーを通じての共通の認識等々を高めるということではございまして、そうしたノウハウを提供する者がいない組織ではなかなか難しいのではないかとというのが実態でございます。しかも、これについては他の者で、A座長はおっしゃいましたけれども、罰則等々のない形での外注というのは、秘密もしくは贈収賄の関係で難しいのではないかと考えているわけでございます。

次に、自治体向けのものでございますけれども、これは私どもで調べてみましたけれども、発明協会も知財協もすべて会員向けでございまして、非会員についてはまだ開放しておられないんじゃないかと思えます。私どもはそれ以外の方、また重複する部分があるかと思えますけれども、実際にその審査官のものの考え方等々についての研修をやってくれということがあるので、囲い込みを強制的にやることはできません。そうした要請があることを受けて実施しているというところを御理解いただければ幸いです。

A先生の御質問でございますけれども、後方支援を私どもは先ほど申し上げたような理由の下に切り出したわけでございます。特許庁から独立行政法人に切り出すことに1つの大きな決断があったというふうに思っております。この中にとどめておいては、他の民間の弁理士さんにしてもサーチャーにしても、公共団体の中の、また公設試の中の人にしても、このノウハウを十分伝授できないと考えたわけでございまして、さはさりとは、その秘密保持等々、また贈収賄等々の観点からは、公務員の枠内に収める必要があるかと考えたわけでございます。

B委員の御示唆でございますが、これは流通アドバイザー等々の評価をいただき、誠にありがとうございます。研修全体が大きなテーマになって、民間開放が大きなテーマになっていることは承知してございます。更につまびらかに精査してお答えをしたいと思えますが、現時点では今、申し上げたような法律に基づくような研修、またその審査官のノウハウを知りたいという方々の要請に応じた研修を行っているという実態を御理解いただければ、非常に幸いです。

B 主査：

ちょっと時間を過ぎましたので、どうしてもという御質問というのがこちらからなければ、ここで終わりにしたいと思いますけれども、やはりさらなる民間開放に向けて検討を進めていただきたいと思います。どうぞ。

D 専門委員：

1点だけ。資料要求をさせていただきたいと思うんだけど、先ほど私は2つの業務に分けたけれども、その業務ごとに既に民間委託をしている業務はどんなものなのか。直営でやっているものはどうなのか。それを整理した表をいただければと思います。

X 総務課長：

了解しました。

B 主査：

業務の分けたものと、それに付けてある予算と、最近非常に予算が増えてきているということなので、それは一体どこの部分が増えてきているのかをお願いしたいと思います。

X 総務課長：

承知いたしました。

B 主査：

では、どうもお疲れさまでした。

— 以上 —